委託業務仕様書(案)

1 業務名

令和5年度静岡県における障害者スポーツ振興の拠点 (障害者スポーツセンター)機能の整備基本構想策定業務の事業者選定について

2 業務の背景・目的

東京 2020 パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、国による第三期スポーツ基本計画や障がい者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書(高橋プラン)がまとめられ、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現性が再認識された。

静岡県においても県スポーツ推進計画に基づき、スポーツを通じた共生社会の実現のため障がい者スポーツの普及促進に向けた取組を行っており、障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを楽しめる環境を創るために、令和4年度には「静岡県障害者スポーツ推進協議会」において、さらに令和5年度は「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム」において、障がい者スポーツの活動拠点の在り方について検討を進めている。この検討を進めるに当たり、本県における障がいのある方のスポーツの取組状況や取り組む際の課題の把握・整理及び他自治体における障がいのある方のスポーツに取り組める環境を調査し、障がい者スポーツの活動拠点の在り方について基礎資料及び基本構想を策定する必要があることから、本業務を行う。

- 3 履行期間 契約締結日から令和6年2月16日(金)まで
- 4 業務の内容
- (1)業務計画・準備

業務を円滑に進めるために、受注者は契約締結後 14 日以内に 、次の書類を提出すること。 ア 業務工程表

- イ 業務実施計画書
- (2) 基本構想の調査・検討・整理
- ア 目的、位置づけの整理

基本構想の目的、位置づけ等について整理すること。

イ 現状と課題の整理

本県における障がいのある方のスポーツの取組状況や現存する施設の現状と課題、利用状況等について整理すること。また、国による第三期スポーツ基本計画や障がい者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書(高橋プラン)、スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ中間まとめ、静岡県パラスポーツ推進協議会報告書、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム等の状況について整理すること。

ウ 障害者スポーツセンターを核とした障害者スポーツ振興のグランドデザイン いつでも、どこでも、誰もがスポーツを楽しむ環境を整えるための、障害者スポーツセンタ ーを核とした障害者スポーツ施設の県内ネットワークの在り方について考察し、デザイン する。

エ 障がい者スポーツセンター機能整備の在り方に係る考察

本県における障がい者スポーツセンター機能整備の必要性及び在り方についての考察を行う。その際には、新しく施設を整備する場合だけでなく、既存の資源(施設、組織、人材等)をネットワーク化することにより環境を整えられるかの考察も行う。

オ 障がい者スポーツセンターの条件の考察

障がい者スポーツセンターを設置する場合において、イ及びウで集めた情報を踏まえ、以下 の観点からの機能面及び利用面、設置場所に係る考察を行う。

(ア) 機能面の観点

スポーツの習慣化や競技力の向上を促進するための施設としてどのような機能(ネットワーク機能、情報拠点機能、人材育成・関係者支援機能、指導・相談機能、その他必要な機能)(を備えるべきか。

(イ) 利用面の観点

いつでも、どこでも、誰もがスポーツを楽しめる環境を創るためにどのような施設(設備や用具、バリアフリーなど)であるべきか。

(ウ) 設置場所の観点

本県における障がいのある方のスポーツの取組状況や現存する施設の実態、施設へのアクセシビリティ等を踏まえて、どのような場所に障害者スポーツセンター(既存の施設のネットワーク化を含む)が設置されるのが望ましいか。

カ 整備に向けた課題及びスケジュールの整理

上記アから工までの検討結果を踏まえ、今後想定される課題や必要な調査を整理し、設計、 工事、完成までの詳細なスケジュールの作成を行うこと。

キ 報告書、会議資料の作成

収集・整理した情報及び考察について、「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム環境整備ワーキンググループ」で議論するための基礎資料を作成し、委員等の意見も踏まえ、業務成果を報告書(必要に応じて作成した図面等を含む)にまとめること。

5 成果品

(1) 成果品一覧

本業務において作成する成果物 については次のとおりとする。成果品の内容等の詳細については、発注者と十分に協議の上決定するものとし、公表を前提に作成すること。なお、成果品は、写真やイラスト等を用いて、わかりやすい構成とすること。

ア 業務報告書

イ 静岡県における障がい者スポーツの活動拠点の整備に向けた基本構想

- (7) 基本構想冊子版
- (1) 基本構想概要版

- ウ その他発注者が必要とする資料
- (2) 提出方法

上記 (1) の成果物 一覧 の紙媒体 (5部)、 電子データ (CD -R または DVD -R) を履行期間内に提出する

- 6 環境への配慮について
- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等、環境に配慮した運転を心掛けること。

7 特記事項

- (1) 受託者は、業務の着手に当たって、実施のための執行体制及びスケジュールを委託者に提示し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、委託者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関する委託者の指示を遵守すること。
- (3) 履行期間完了前においても、委託者からの指示があった場合、必要な資料等を提出すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項や、委託者より提供された資料・データ等について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。

なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

- (5) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、 処理すること。
- (6) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとすること。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (7) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、版権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て本県に帰属し、本県の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (8) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (9) 本業務の遂行に当たり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

8 所管課

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課

電話:054-221-3284

E-mail: sports-shinko@pref.shizuoka.lg.jp